

次。

了十六日午前八時工場の整理支那人を捕縛し其の取寄要來を以て
縣署中階式謝罪會に其の謝罪を求め、同縣合の赤坂、長瀬等の謝罪を仰
せしむるに對する謝罪の謝罪書を十四日提出し其の工場の整理に於て承
諾し「採字機轉動機來取の捕縛の捕縛を以て謝罪し其の取寄要來を以て
を工場の整理に於て承諾し其の取寄要來を以て謝罪し其の取寄要來を以て

謝罪

一 俸給減額 自昭和二十二年二月十四日 至本年二月十五日

一 賞金 常務員 一圓二十發 支平員 六十發

一 俸給零吐 三二名 (内女一五名) 全員十六名 (内女六一名)

一 資本金 益萬圓 (全縣將及) 外委者 無 採字機 一

一 採字機 益古屋市中區日金三丁目一六 採字機亦工場

昭和二十二年三月十四日 採字機亦工場 俸給の件

採字機亦工場

採字機亦工場

法人協會名古屋出張所

一 社宅立退きを延期されたし

一 給料の値下げ復活されたし

一 但女工は精分工賃二割値上げされたし

一 勤務時間は規定通り厳守されたし

一 半年期賞與を全職工に支給されたし

而して其の回答を翌十七日なすことになしたがこれを容認せられず中評にて
アデビラを撤布して氣勢を揚げ全員を爭議團に結集せんと逸し、工場側に於
いても便軟兩派に分れたので黒石辨一は其の東區大津町三丁目の私宅に兩者
を招いて十八日午後二時より協議し妥協することに決定し十九日午後二時よ
り工場に於いて縣調停官補小酒井氏門前署特高係高橋佐太郎の兩氏立會の
下に勞資協議した結果同日午後九時左の條件で解決した。

覺 書

今回黒石織布工場の従業員と工場主の紛議は兩者互譲の上左記條件を以て圓
満解決す